

地区名	都市計画概要			建築協定に定められた建築物に関する基準									
	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	用途	建蔽率(%)	容積率(%)	敷地面積(m <sup>2</sup> )	階数	高さ(m)	壁面の位置(m)	塀	設備	その他
東山団地コミュニティタウン	1住専	50	100	住宅	50	100	-	2階以下	軒高7m以下附属建物3m以下	道路1.2m以上・緑道側2.0m以上・隣地1.0m以上	-	-	
茨交酒門団地(変更)	工業	50	200	住宅及び併用診療所または併用店舗/工場、事務所、倉庫用建築物等	50/60	200/200	-	2階以下	軒高7m以下かつ10m以下・附属建物3m以下・北側斜線(5m+1.25)以内/軒高15m以下かつ20m以下	1.0m以上/6.0m以上但し分譲面積3,000m <sup>2</sup> 以下かつ2,000m <sup>2</sup> 超は3.0m以上	-	-	車庫建築面積20m <sup>2</sup> 以下
グリーンタウン桜台団地	p	50	100	住宅または運営委員会の承認を得た併用住宅	40	80	-	2階以下かつ地階を設けない	軒高7m以下かつ10m以下・附属建物3m以下・北側斜線(4m+0.5)以内	道路2.0m以上・その他1.5m以上	-	-	
グリーンタウン桜台第2団地	1住専	50	100	住宅または運営委員会の承認を得た併用住宅	40	80	-	2階以下かつ地階を設けない	軒高7m以下かつ10m以下・附属建物3m以下・北側斜線(4m+0.5)以内	道路2.0m以上・その他1.5m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第1区域	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第2区域	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第3区域	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第4区域	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第5区域(変更)	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第6区域	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
百合が丘ニュータウン第7区域(再)	1住専	50	100	住宅または近隣に迷惑のかからない併用住宅及び附属建築物	50	100	-	-	附属建築物3m以下	1.4m以上・附属建築物1.0m以上	-	-	
水府住宅団地第1区	無指定	60	200	那珂川改修事業に伴う従前用途	60	200	-	-	10m以下	-	-	-	石積又はコンクリートブロック等1.5m以下
水府住宅団地第2区	無指定	60	200	那珂川改修事業に伴う従前用途	60	200	-	-	10m以下	-	-	-	石積又はコンクリートブロック等1.5m以下
青柳住宅団地(変更)	無指定	60	200	那珂川改修事業に伴う従前用途 事業移転に限定しない	60	200	-	-	-	-	-	-	石積又はコンクリートブロック等1.5m以下
ひたち野文化村第1区域	無指定	60	200	住宅及び併用診療所または巡査派出所附属建築物/50m <sup>2</sup> 以下の併用店舗	50	100	-	-	10m以下 附属建築物3m以下	1.0m以上	1.5m以下	-	

くろばねまちづくり協定	商業	80	400 /600	物販、飲食、サービスの用途 但し業務店舗(銀行、証券、保険会社など)風紀を害するものを除く	80	400 /600	-	-	-	地上階1.5m以上かつ高さ2.8m以上開放空間	-	-	
県庁東地区笠原町分譲第Ⅰ工区	無指定	60	200	住宅	60	200	-	-	-	-	-	-	宅地緑地率11%以上
県庁東地区笠原町分譲第Ⅱ工区	無指定	60	200	住宅	60	200	-	-	-	-	-	-	宅地緑地率11%以上